

第三次塩尻市一般廃棄物処理基本計画
(令和6年度～令和14年度)

令和6年4月

塩尻市

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画策定の考え方.....	3
5 計画策定の方向性.....	4
6 計画の進行管理.....	4
7 計画の推進体制.....	4
第2章 現状と課題.....	5
1 ごみ処理の流れ.....	5
2 第二次計画第1～3期における達成状況.....	6
3 市民意識調査結果（令和5年8～9月実施）.....	7
4 本計画に向けての課題.....	11
第3章 ごみ処理基本計画.....	12
1 基本理念.....	12
2 基本方針.....	12
3 ごみ排出量及び処理量の予測.....	13
4 数値目標.....	14
5 基本方針に基づく取組内容.....	17
6 市民、事業者、市の役割分担.....	18
7 施策と主な取組.....	19
8 施設整備等に関わるスケジュール（予定）.....	24
第4章 生活排水処理基本計画.....	25
1 生活排水処理の現状.....	25
2 今後の取組.....	25
第5章 食品ロス削減推進計画.....	26
1 計画策定の背景と目的.....	26
2 計画の位置づけ.....	27
3 計画の期間.....	27
4 現状と課題（再掲）.....	27
5 計画目標.....	28
6 目標達成に向けた取組.....	28

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

塩尻市（以下、「本市」という。）は、一般廃棄物処理基本計画を平成 12 年に策定し、2 回の改定を経て「第二次塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理計画（以下、「第二次計画」という。）」に引き継ぎ、ごみ発生抑制、リサイクルの推進など環境に配慮した循環型社会の形成に向け、基本理念「資源を有効に活用するまち」の実現に向けた取り組みを進めてきました。第三次塩尻市一般廃棄物処理計画（以下、本計画）の策定は、本市が直面する廃棄物問題に対して、より効果的かつ持続可能な解決策を模索するための重要なステップです。

本計画は、第二次計画で設定した目標の達成状況や課題を踏まえ、ごみの排出量や資源物の処理量など現状から将来予測値を推計し、目指すべき循環型社会の構築に向け、総合的かつ計画的に取り組んでいくための計画とします。

現在、地球温暖化問題や廃棄物に関する環境問題が世界規模で深刻化するとともに、国内でも廃棄物の発生抑制、最終処分場の延命化、製品の再使用の推進や食品ロス削減など多数の課題があります。令和 2 年 3 月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示され、市町村は、この基本方針と都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないとしています。また、令和 4 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行し、現在回収しているプラスチック製容器包装に加えプラスチック使用製品の回収を進め、資源循環への更なる取り組みが求められています。

本市のもつ自然の恵みや都市的機能など多種多様な地域資源を生かし、今後の気候変動等に対応できるごみ処理体制を構築するため、廃棄物の排出抑制、適正処分や 3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの効率的な処理を進めることが必要です。

2 計画の位置づけ

日本における環境政策の基本的な考え方は、環境基本法で定められています。本計画は、地球温暖化対策及び社会環境の変化を踏まえ、市の上位計画である「第六次塩尻市総合計画」、「第三次塩尻市環境基本計画」の実現に向けた分野別個別計画として策定するものです。また、本計画の策定は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定及び「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、長期的・広域的な視点に立ち、計画的かつ効果的な事業推進を図ります。

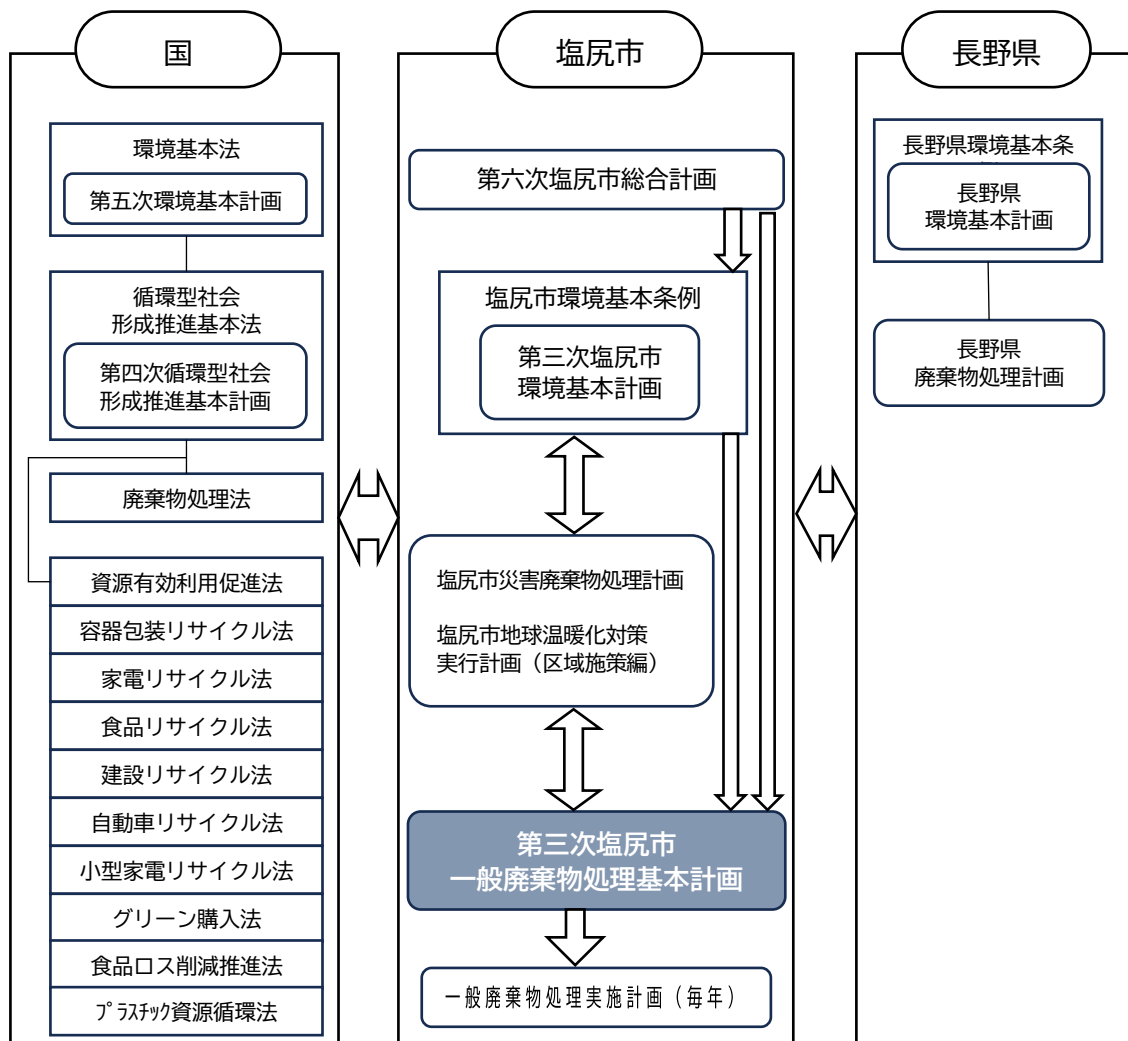


表 1-1 計画の位置づけ

3 計画の期間

本計画の期間は、「第六次塩尻市総合計画」「第三次塩尻市環境基本計画」と整合性を図り一体的な進捗管理を行うため、計画期間内に3回の見直しを行い、令和14年度（2032年度）が本計画の最終目標年度となります。

計画目標年度 令和14年度（2032年度）

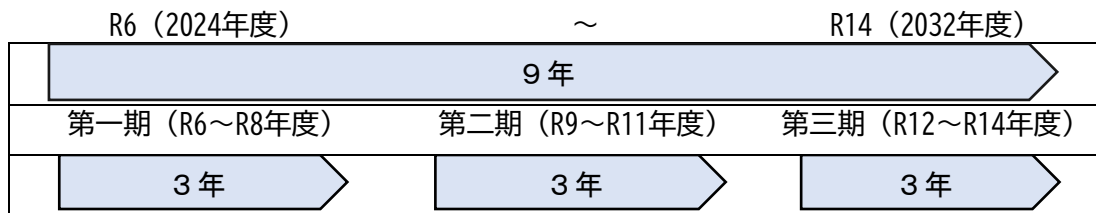


表 1-2 計画の期間

4 計画策定の考え方

本計画の策定にあたっては、「第六次塩尻市総合計画」が目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。一田園都市しおじりー」の実現に向け、「第三次塩尻市環境基本計画」が目指す「資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる」という、現計画で示された基本理念及び基本方針を継承しています。その上で、市民ニーズ、社会情勢の変化を踏まえ、第二次計画の取り組みと課題等を整理して施策及び目標値の見直しを行いました。

5 計画策定の方向性

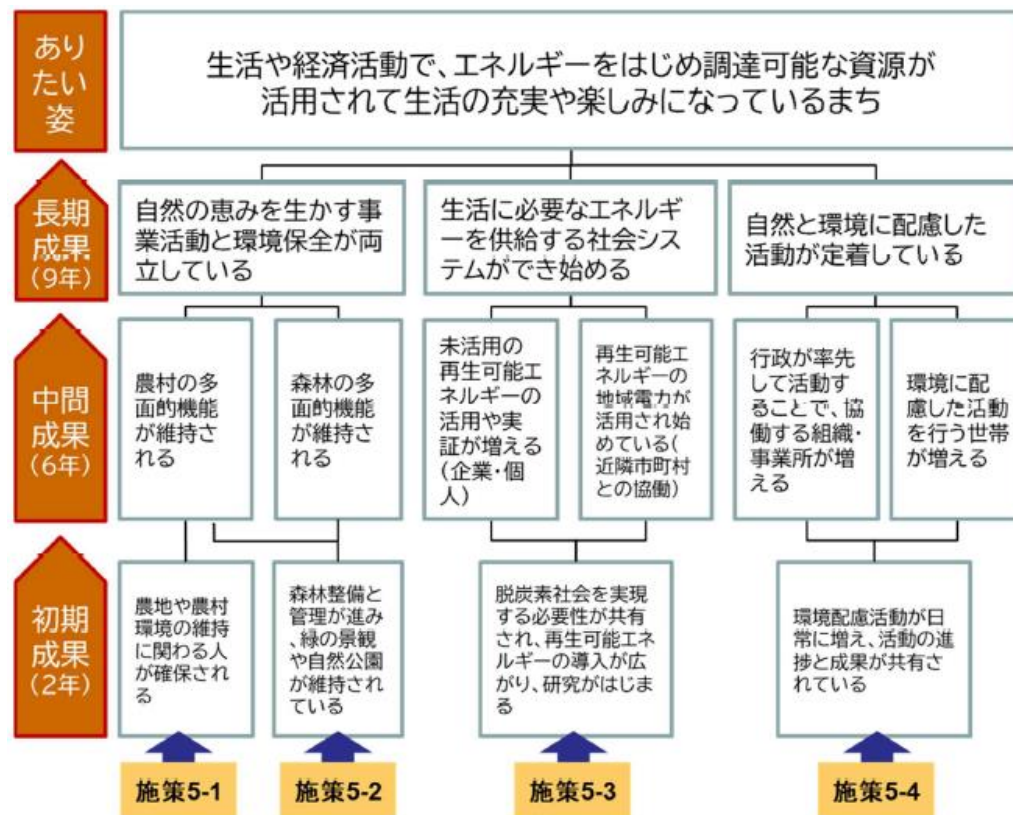
「第六次塩尻市総合計画」の目指す都市像及び「環境・気候」分野におけるありたい姿とその実現のためのステップは、次のとおりとなっています。

当該計画は目標を階層化し、道筋となるステップを示しています。初期のステップで確実に成果をあげ、中期成果につなげて最終的に長期成果の実現を目指します。

◆第六次塩尻市総合計画の目指す都市像

多彩な暮らし、叶えるまち。－ 田園都市しおじり －

◆第六次塩尻市総合計画における「環境・気候」分野 ありたい姿を実現するためのステップ



6 計画の進行管理

本計画は、計画の策定（Plan）、施策の実行（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、見直し、評価を行い、評価に応じて施策や目標値の見直しを行います。

7 計画の推進体制

本計画で示した各種の取り組みについては、市民、事業者、市の各主体が連携して進める必要があります。本計画は毎年、塩尻市環境審議会にて実績報告するとともに、計画に基づく取り組み結果をまとめた塩尻市環境白書を作成し、公表することとします。

第2章 現状と課題

1 ごみ処理の流れ

本市における令和5年度のごみ処理の流れは、次のとおりとなっています。

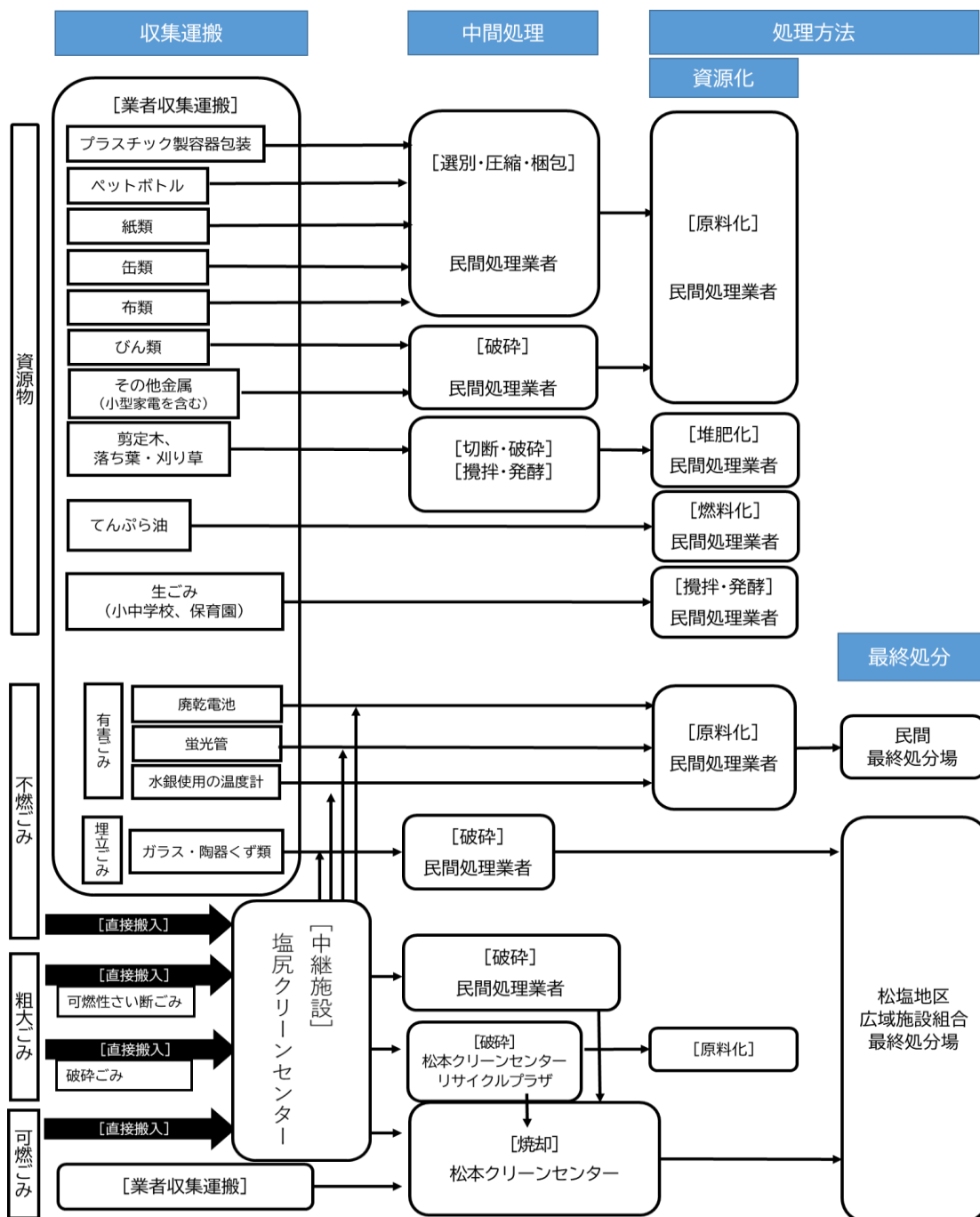


表 2-1 ごみ処理フロー（令和5年度の状況）

2 第二次計画第1～3期における達成状況

第二次計画の数値目標達成状況は、次のとおりです。

なお、第二次計画の最終年度が令和5年度であるため、中間年度の令和4年度の状況を直近の実績値とした達成状況となっています。

表 2-2 数値目標達成状況表

目標項目	指 標	第二次計画 基準年度 実績値	実績値	第二次計画 最終目標値	達成状況
		平成25年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
減量化	総排出量 (t/年)	21,216	18,691	18,876	達成
	家庭系もえるごみ量 (g/ひとり一日あたり)	345	327	315	未達成
	事業系もえるごみ (t/年)	6,927	7,152	6,915	未達成
資源化	資源化率 ※焼却灰資源化量を含む	26.0	23.3	28.0以上	未達成

〔令和4年度実績値と最終目標からみた達成状況の評価〕

●家庭から出るもえるごみ（以下、「家庭系もえるごみ」という。）は、目標を達成していないため、減量化の施策が必要です。

●事業所から出るもえるごみ（以下、「事業系もえるごみ」という。）は、目標を達成していません。次の表2-3の計画期間取組状況表から第二次計画期間実績値は増加傾向であり、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いたことにより事業活動が活発化してきている中で同時にごみ減量化の効果的施策が必要です。

●資源化率は目標値を達成していません。これは、事業者による資源物回収拠点が増え、市の収集やPTA活動の収集事業へ出す資源物量が減ったことやペーパーレス化により紙資源を使わない発生抑制（リデュース）が要因のひとつと考えられます。

表 2-3 第二次計画期間中の取組状況表

項目		基準年度	第1期				第2期			第3期	
			初年度	中間年度	最終年度		初年度	中間年度	最終年度	初年度	中間年度
			平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
総排出量	t/年	21,216	20,498	20,068	19,709	19,560	19,610	19,358	19,130	18,691	
家庭系もえるごみ量	t/年	8,550	8,317	8,119	7,981	7,951	8,111	8,243	7,971	7,903	
(1人1日当たり)	g/人日	345	345	329	324	323	330	338	329	327	
事業系もえるごみ	t/年	6,927	7,039	7,052	7,162	7,192	7,220	6,870	7,121	7,152	
資源化率	%	26.0	28.5	27.9	26.8	26.2	25.4	25.4	24.7	23.5	

○量販店の生ごみ資源化補助の実施（平成28年度から）

○塩尻クリーンセンター大規模改修（中継施設の新設）（平成29年度）

○「30・10運動」コースターの配布、ポスター・チラシ作成（平成30年度・令和元年度・4年度）

○塩尻市災害廃棄物処理計画の策定、資源物・ごみ分別アプリ導入（令和元年度）

○災害廃棄物の処理に関する基本協定の締結（令和2年度）

○燃料及び物価高騰対策補助事業開始（令和4年度）

3 市民意識調査結果（令和5年8～9月実施）

（1）ごみ減量化の取り組みについて（参照設問：問14、15）

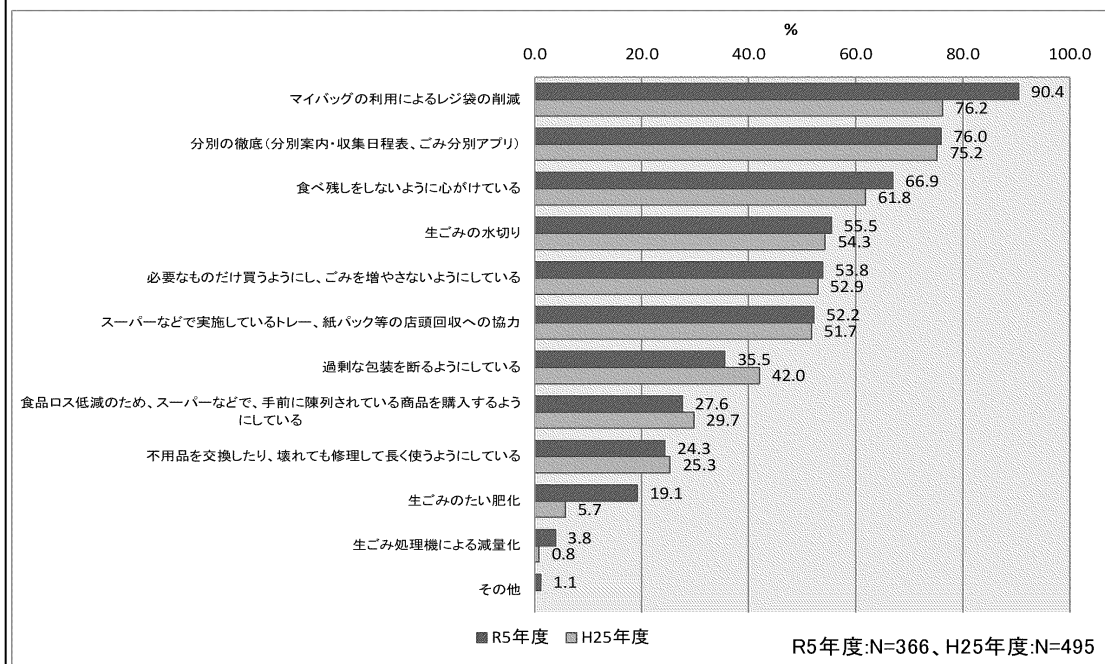
ごみの減量について行われている行動について、マイバッグの利用や分別の徹底が多くを占めています。また、ごみ減量に取り組むために市に望むことについては、不用品等の持ち込みができる場所の提供や資源物の持ち込み拠点があげられています。しかし、これらはすでに設置済みであるため、市民の多くが知らないということになります。このようなことから、分別や拠点の場所についての情報提供に力を入れる必要があると思われます。

また、「食べ残しをしないように心がけている」が3番目に高い取り組み事項にあがっており、30・10運動の効果がみてとれます。しかし、「手前に陳列されている商品を購入するようにしている」という取り組みにはまだ改善の余地があり、食品ロス削減への取り組みも必要と考えます。

問14 あなたやあなたのご家庭において、ごみの減量やリサイクルのため、どのようなことに取り組んでいますか。次の中からあてはまるもの全てを選んで、番号に○をつけてください。

市が力を入れるべきと考えられていることについては、多い順に「マイバッグの利用によるレジ袋の削減」が90.4%(H25年度より+14.2ポイント)と大きく増加しており、続いて「分別の徹底（分別案内・収集日程表、ごみ分別アプリ）」が76.0%(H25年度より+0.8ポイント)、「食べ残しをしないように心がけている」も66.9%(H25年度より+5.1ポイント)とやや大きく増加しており意識の向上が見られます。

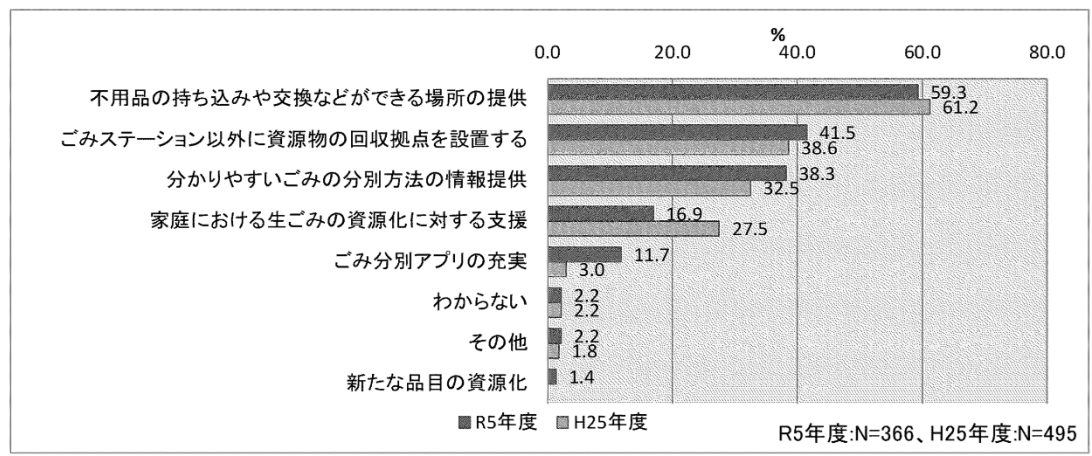
なお、「過剰な包装を断るようにしている」が6.5ポイント減少していますが、「マイバッグの利用によるレジ袋の削減」の浸透と相まって包装するかどうか聞かれる機会そのものが減少していることとの関係性が考えられます。



問15 あなたがごみの減量に取り組もうとする場合に、望むものは何ですか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

ごみ減量に取り組むために望むものについては、多い順に「不用品の持ち込みや交換などができる場所の提供」が59.3%(H25年度より+1.9ポイント)、「ごみステーション以外に資源物の回収拠点を設置する」が41.5%(H25年度より+2.9ポイント)、「分かりやすいごみの分別方法の情報提供」が38.3%(H25年度より+5.8ポイント)となっています。

前回調査同様の順位ですが、「分かりやすいごみの分別方法の情報提供」がやや大きく増加し、「家庭における生ごみの資源化に対する支援」が大幅に減少しています。塩尻市は不用品の持ち込みや回収の拠点が多く設置されていますが、変わらず上位となっているため、情報が浸透していないことが考えられます。



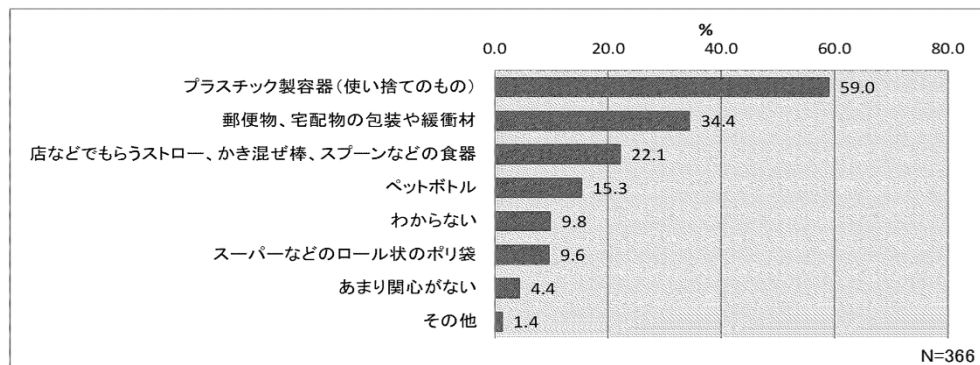
(2)プラスチックに関すること（参照設問：問16、17、18）

市民の多くが使い捨てのプラスチック製容器を不要と考えています。そして、マイバッグを持ちレジ袋の削減に協力的であることがわかります。ただし、店などでもらうストロー、スプーンなどが不要と考えている市民はプラスチック製容器よりも少なく、不要なプラスチック製品全般の削減を推進する必要があります。

問16 以下のプラスチック製容器包装や製品について過剰だと感じるものはありますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。【新設】

プラスチック製品などで過剰に感じられるものについては、多い順に「プラスチック製容器（使い捨てのもの）」が59.0%、「郵便物、宅配物の包装や緩衝材」が34.4%、「店などでもらうストロー、かき混ぜ棒、スプーンなどの食器」が22.1%となっています。

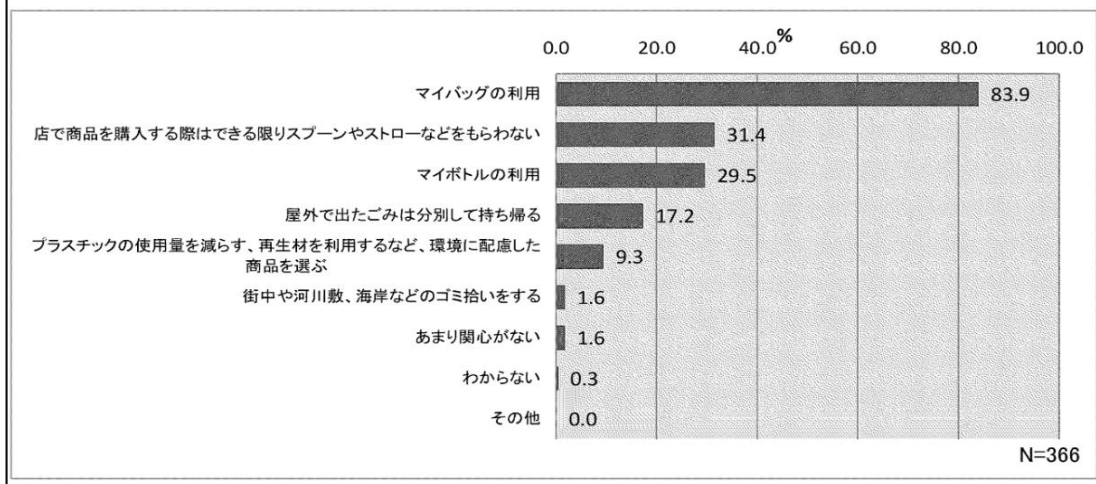
特にプラスチック製容器を過剰と思う人が多いようです。



問17 プラスチックごみ問題解決のため、あなたはどのようなことを行っていますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。【新設】

プラスチックごみ問題解決のため市民が行っていることについては、多い順に「マイバッグの利用」が83.9%、「店で商品を購入する際はできる限りスプーンやストローなどをもらわない」が31.4%、「マイボトルの利用」が29.5%となっています。

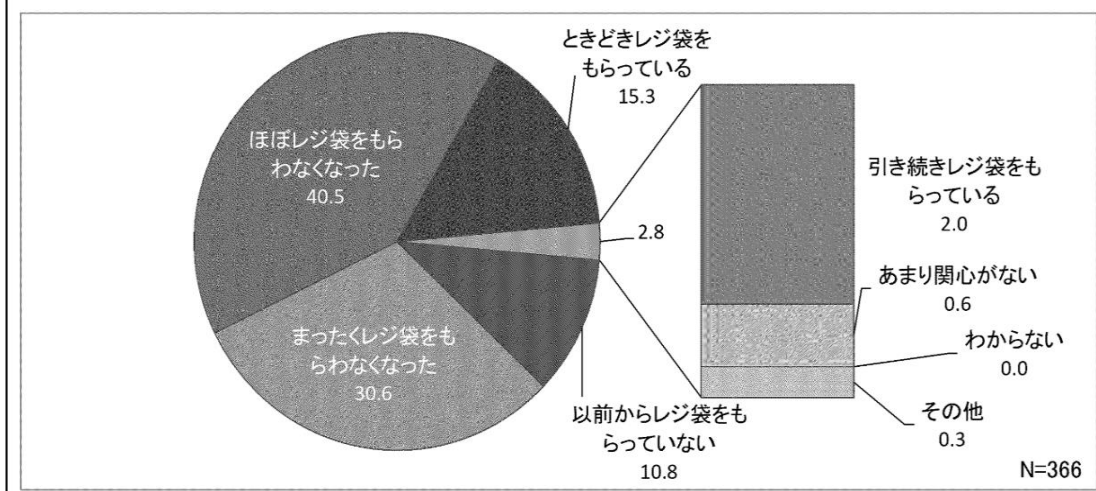
マイバッグの利用は8割を超えており、定着しているようです。ただし、「店で商品を購入する際はできる限りスプーンやストローなどをもらわない」が3割程度と少ないため取組を継続する必要があります。



問18 令和2年7月にレジ袋が有料化されましたが、有料化後、あなたの行動に変化がありましたか。次の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。【新設】

レジ袋有料化で市民の行動に生じた変化については、多い順に「ほぼレジ袋をもらわなくなった」が40.5%、「まったくレジ袋をもらわなくなった」が30.6%、「ときどきレジ袋をもらっている」が15.3%となっています。

「ほぼレジ袋をもらわなくなった」と「まったくレジ袋をもらわなくなった」を合わせるとおよそ7割の市民がレジ袋をもらわなくなったと答えており、有料化はよるレジ袋の削減に効果があったと考えられます。



(3) 生ごみ処理に関すること（参照設問：問12）

本市では、生ごみ処理機への補助を廃止しましたが、今回のアンケートによると16.7%の市民が生ごみ処理機の導入を考えているようです。仮に補助が再開するとこの割合はもっと増加すると思われます。

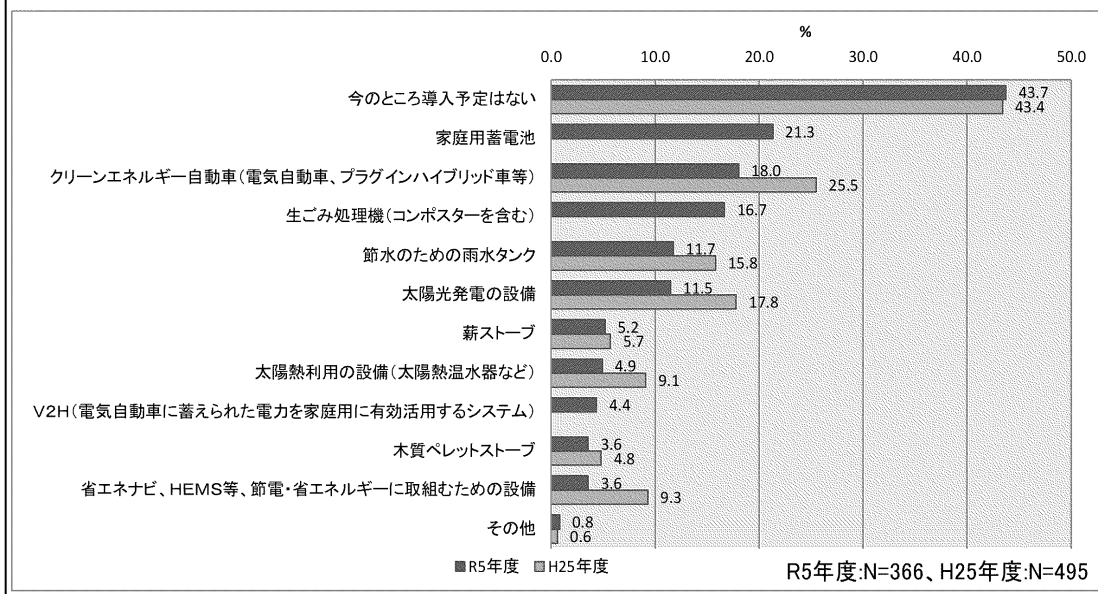
生ごみ処理機への補助を再検討する必要性があります。

問12 あなたの家庭で、今後、導入しようと思っている再生可能エネルギーや省エネルギーに関する設備等は何ですか。次の中からあてはまるものを全てを選んで、番号に○をつけてください。

家庭で導入を検討されている設備については、多い順に「今のところ導入予定はない」が43.7%(H25年度より+0.3ポイント)、「家庭用蓄電池」が21.3%(新設)、「クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車等）」が18.0%(H25年度より-7.5ポイント)となっています。

今回新しく追加された「生ごみ処理機（コンポスターを含む）」が16.7%と低いため、補助金について再検討する必要があると考えられます。

なお、「節水のための雨水タンク」、「太陽光発電の設備」、「太陽熱利用の設備」、「省エネナビ、HEMS等、節電・省エネルギーに取り組むための設備」などが目立って減少していますが、今回新しく追加された「家庭用蓄電池」の需要が高いため、関心が低下していることは考えにくく、設問に「または既に導入済み」と記載されていないことから既に設置している方が○をつけなかったことも考えられます。



4 本計画に向けての課題

長期的な人口減少傾向に伴い、ごみ総排出量は減少傾向を示すことと推測されます。しかし、将来的には中間処理施設である松本クリーンセンターの建て替えが控えており、分別の徹底により、もえるごみの一層の減量を図る必要があります。

(1) 事業系もえるごみの減量及び生ごみ資源化促進

ごみ総排出量及び家庭系もえるごみのひとり1日あたりのごみ量が、令和5年度の目標値に向け順調に減少傾向を示しています。しかし、事業系もえるごみ量が増加の一途を示しており、目標達成が厳しい状況にあります。この状況を踏まえ、排出事業者や集合住宅のごみ排出の分別指導や適正な処理・処分を促すとともに、食品ロスの削減のため大型量販店での調理残渣や売れ残りなど多量の生ごみについて、資源化を促します。

(2) プラスチック製品の資源化促進

令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行し、現在回収しているプラスチック容器包装に加えプラスチック使用製品の回収を進め、プラスチックの資源化促進及びごみの減量化を促す分別収集に努める必要があります。

(3) 自然災害時への対応

近年災害時に発生する廃棄物の対策は重要な位置付けとなっており、早期復旧・復興のため、災害廃棄物の処理を適正・迅に行えるよう災害廃棄物処理計画に基づいた大規模災害への平時の備え、対応が必要です。

(4) 施設整備

現在供用中の最終処分場において、地元合意期間が残り10年であることから、今後の在り方の検討が必要となります。また、中間処理施設の老朽化、中継施設維持等施設整備も控えています。

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

本計画は上位計画である第三次環境基本計画の廃棄物分野の事業推進を担っています。そこで、すべての市民・事業者・市の役割分担と協働の取り組みにより、豊かさを実感し、快適で住みよい持続可能な循環型社会を実現する環境基本計画の基本理念の1つを基本理念とします。

資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる

豊かな自然環境と、これまで築き上げられてきた暮らしやすい田園都市を未来につなげるためには、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、資源を大切にし、化石燃料等のエネルギー消費の抑制や転換を進める必要があります。また、「もったいない」を大切に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の積極的な取り組みが求められます。さらに、廃棄物の適正処理を行うなど、資源循環を進め、地球環境や自然環境への負荷を低減することが求められます。

2 基本方針

本計画の基本方針は、次の4つを掲げます。

基本方針1 資源循環意識の高揚を図る環境教育の推進

■資源循環型社会の構築やごみの適正処理推進に不可欠な知識や見識を深めるため、子どもから高齢者までを対象に、地球温暖化や省エネルギー問題と合わせて環境教育を進めます。また、習得した内容を実践できる市民を増やし、「知っている」から「している」への行動変容を図ります。

基本方針2 リデュース、リユースによる循環型社会経済の構築

■ひとりひとりが「ごみとなるものの受け取りを断る」、「ごみになるものは購入しない」といったリデュース（発生抑制）の取組と、「何度も繰り返し使う」「フリーマーケットやリユースショップを利用する」などのリユース（再使用）の取組を進め、資源循環型社会の構築を促進します。

基本方針3 リサイクルによる資源循環と可燃ごみの削減

■物の生産から流通、販売、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、地球温暖化対策として幅広く「もやす・うめるごみ」を減らし、環境への負荷が少なくなるよう、リサイクル（再生利用）を基調とした資源循環を更に促進します。

基本方針4 安全で安心な廃棄物の適正処理の推進

■松塩地区広域施設組合による可燃ごみの広域・共同処理を機軸に、ライフスタイルの変化や高齢化社会に対応したごみ収集処理体制を確立します。また、中間処理施設建替に合わせ資源物の収集体制についても検討を行い、安全で安心な適正処理を前提に環境負荷とコストのバランス、費用対効果を考慮して民間活力による処理体制を推進します。

■最終処分場等施設について、今後の在り方について検討等を進めます。

3 ごみ排出量及び処理量の予測

(1) ごみの排出量の予測方法

ごみ排出量の予測フローを次に示します。家庭系もえるごみや事業系もえるごみの実績値により、現状の傾向が推移した場合のごみ排出量を算出します。

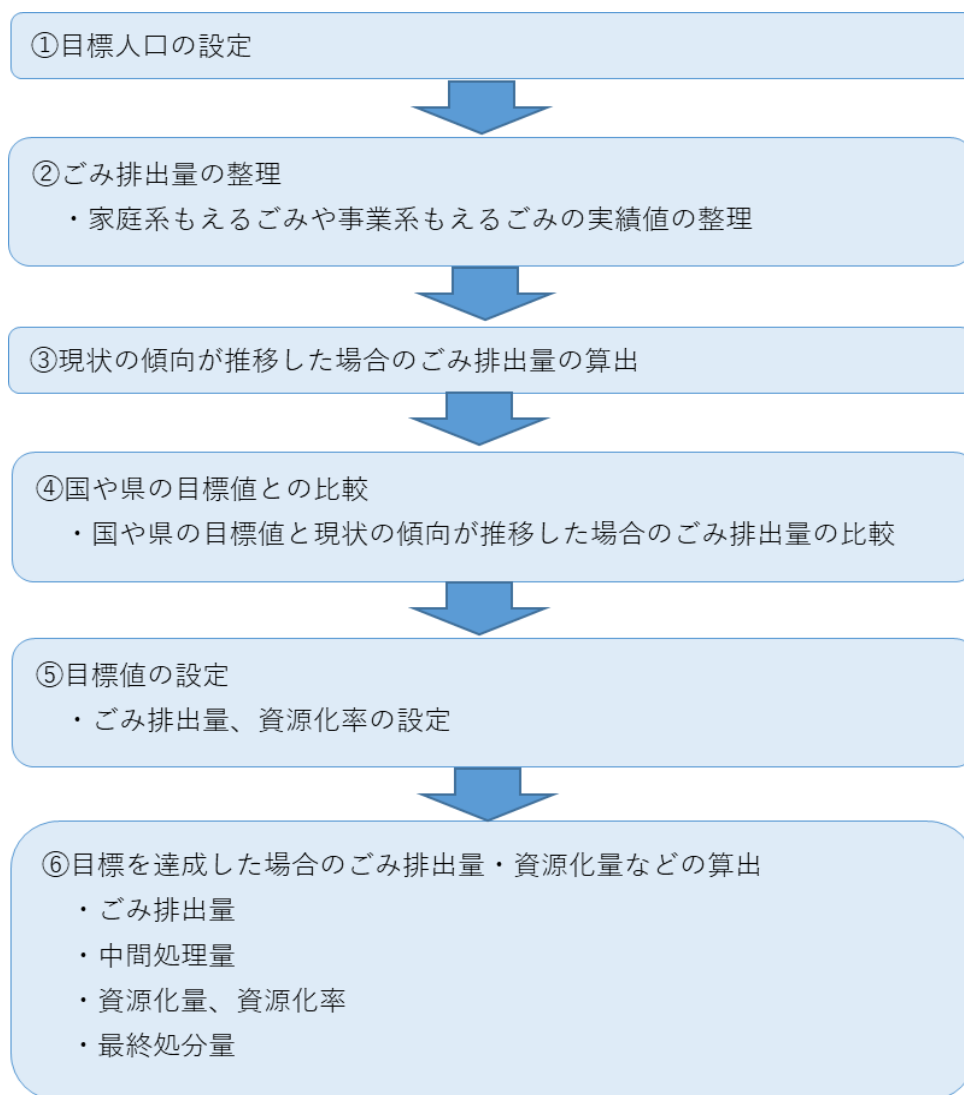


表 3-1 予測フロー

(2) 目標人口

第二次計画を策定した際、基準年度である平成25年度の人口は67,947人でしたが、その後は減少傾向を示しています。将来人口は、第六次塩尻市総合計画長期戦略による令和14年度の目標人口を65,000人以上としており、この人口を採用し、目標値を設定します。

(3)ごみ排出量の実績とトレンド予測

将来人口の予測を踏まえた上、現状のままごみ量が推移した場合の令和14年度のごみ排出量は18,025トンになると予測され、第二次計画の基準年度である平成25年度と比較して、15%の削減となります。

表 3-2 ごみ排出量予測

(単位:t/年)

	実 績				目 標	トレンド予測
	当初 基準年度	第1期 最終年度	第2期 最終年度	第3期 中間年度	第3期 最終年度	本計画 最終目標年度
	平成25年度	平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和14年度
家庭系	14,289	12,546	12,488	11,539	11,961	10,875
資源物	5,522	4,381	4,018	3,448	4,321	3,139
もえるごみ	8,550	7,981	8,243	7,903	7,475	7,554
その他 (不燃物・埋立ごみ等)	217	184	227	188	165	182
事業系もえるごみ	6,927	7,162	6,870	7,152	6,915	7,150
合計	21,216	19,708	19,358	18,691	18,876	18,025

4 数値目標

(1) 国や長野県の目標と本市との比較

国や県の目標設定の考え方を本市に当てはめた場合の数値とトレンド予測との比較を示します。トレンド予測値では、県の指標であるひとり1日あたり家庭系ごみのみ達成する見込みですが、そのほかの目標値達成が難しい状況です。

なお、第二次計画の目標を達成するために必要な削減量は次のとおりです。

○家庭系もえるごみ：令和4年度327g/人日－目標値315g/人日＝12g/人日

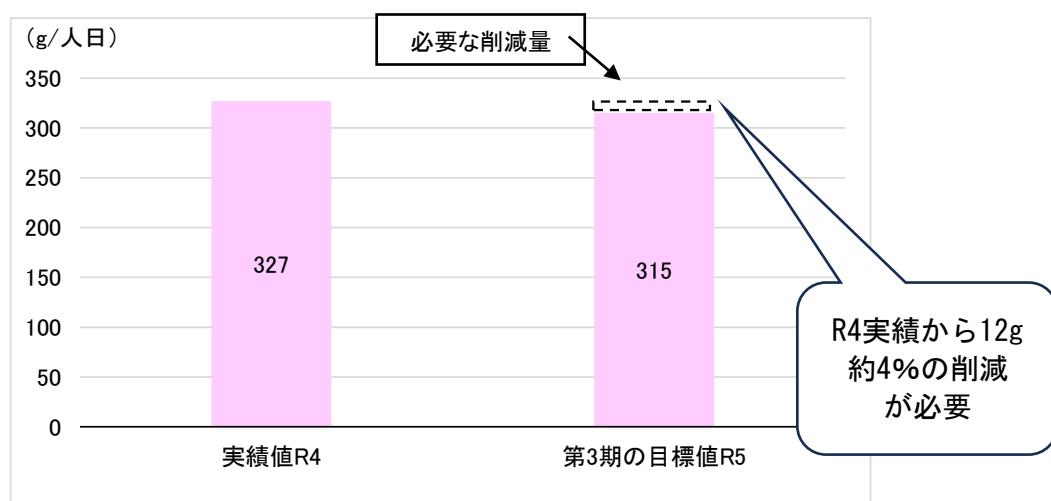
○事業系もえるごみ：令和4年度7,152t－目標値6,915t＝237t

家庭系もえるごみの目標は、今後の施策の啓発や推進により達成可能と考えられます。一方で、事業系もえるごみは、新型コロナウイルス感染症の拡大から落ち着きを取り戻し、経済活動も活発になるとごみの排出量も増加すると見込まれることから、目標の達成はより一層難しいと考えられます。

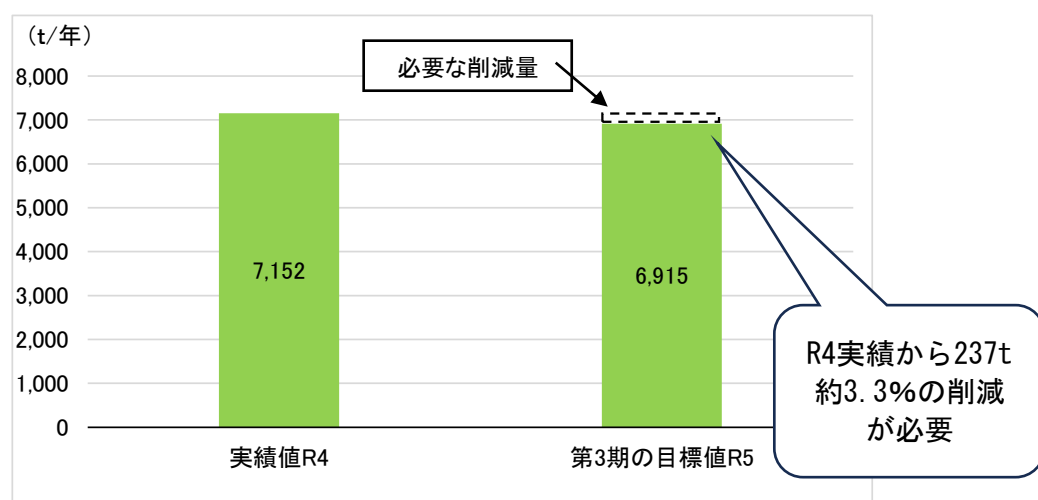
表 3-3 国や県の目標との比較

	第四次循環型社会 形成推進基本計画 目標値	長野県 目標値	塩尻市 第二次最終年度 目標値	塩尻市 第二次中間年度 実績値	本計画 最終目標年度 トレンド予測
	令和7年度	令和7年度	令和5年度	令和4年度	令和14年度
ひとり1日あたり排出量 g	749	760		774	780
うち、家庭系ごみ		479		478	471
うち、家庭系ごみ ※資源物を除く	293			335	335
家庭系もえるごみ g			315	327	327
総排出量 t			18,876	18,691	18,025
事業系もえるごみ t	5,994		6,915	7,152	7,150
参考) 資源化率		20.0	28.0	23.3	22.5

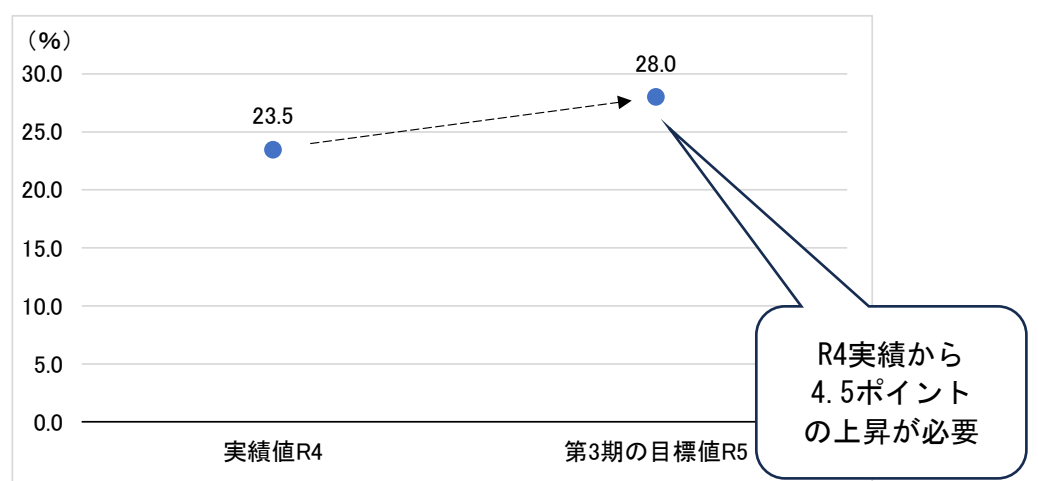
【第二次計画の目標と比較した場合】



参考) 家庭系もえるごみ



参考) 事業系もえるごみ



参考) 資源化率

(2) 数値目標

第二次計画第3期の中間年度までの状況を基に、本計画の最終年度である令和14年度の目標数値について次のとおり設定します。

減量化目標のうち事業系もえるごみ量については、平成26年度以降に大型スーパーなどが新規開店し、また、事業系もえるごみとして排出している事業者や集合住宅などが増加していることから基準年度以下の数値に設定します。

資源化目標である資源化率は、近年、大型量販店や小売店の一部などで資源ごみの拠点回収を行っていることなどにより、市の収集運搬による資源化量は減少傾向となってきたこととプラスチック製品の回収を見込み、基準年度の目標値の維持を設定するものです。

表 3-4 目標数値表

	指 標	基準年度	中間目標値	中間目標値	最終目標値	
		令和4年度	令和8年度	令和11年度	令和14年度	
減 量 化 目 標	総排出量 (t/年)	18,691	18,320	17,958	17,509	8%削減
	家庭系もえるごみ量 (g/ひとり一日あたり)	327	322	318	315	5%削減
	家庭系埋立ごみ量 (t/年)	159.8	152.4	149.2	143.1	10%削減
	事業系もえるごみ量 (t/年)	7,152	7,074	6,996	6,915	5%削減
資 源 化 目 標	資源化率(%) ※焼却灰資源化量を除く	18.4	18	17.5	17	維持
	プラスチック収集量 (t/年)	476	600	590	580	維持

5 基本方針に基づく取組内容

第二次計画の施策及び取組内容を検証し設定した本計画の数値目標の達成に向け、基本方針に基づく施策及び取組内容を次のとおり設定します。

表 3-5 施策・取組一覧表

	施策	主な取組	取組内容
【基本方針1】 資源循環意識の 向上を図る 環境教育の推進	1) 保育園・小中学校での 環境教育・学習の充実	取組1-1	環境教材の配布
		取組1-2	ごみ処理施設見学会の実施
	2) 市民の環境意識向上	取組2-1	3R推進出前講座の実施
		取組2-2	ごみ分別周知方法の充実
		取組2-3	ごみを捨てられない 環境意識の醸成
【基本方針2】 リデュース、 リユースによる 循環型社会経済の 構築	3) 【家庭系】 焼却・埋立となるごみの 発生抑制、再使用の促進	取組3-1	買う前、廃棄前に再使用・ 分別の確認の推進
		取組3-2	ごみステーションの 適正利用・管理の推進
	4) 【事業系】 焼却となるごみの 発生抑制、再使用の促進	取組4-1	情報提供・啓発
		取組4-4	分別指導の実施
		取組4-3	生ごみ減量・ 食品ロス削減の促進
【基本方針3】 リサイクルによる 資源循環と 可燃ごみの削減	5) 再生利用の推進	取組5-1	【家庭系】 製品プラスチックの分別収集
		取組5-2	【家庭系】【事業系】 生ごみの資源化
		取組5-3	市民による資源物回収の支援
		取組5-4	資源物回収拠点の拡充
		取組5-5	焼却灰の再生利用推進
【基本方針4】 安全で安心な 廃棄物適正 処理の推進	6) 収集運搬処理体制の 充実	取組6-1	効率的な収集方法の検討
		取組6-2	高齢者等の対応の充実
	7) 連携処理体制の維持	取組7-1	民間処理施設の活用継続
		取組7-2	広域共同ごみ処理事業の継続
	8) 最終処分場の 適正管理・確保の検討	取組8-1	最終処分場の適正管理、 広域的資源化処理など 今後の在り方の検討
	9) 災害時における 廃棄物処理対応の確保	取組9-1	災害時廃棄物処理対応の確保

6 市民、事業者、市の役割分担

目標を達成するため、市民、事業者、市はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

【市民の役割】

- (1) 3 R[リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）]を心がけ、ごみの分別方法や排出ルールに従ってごみを出します。
- (2) 一人ひとりが学習し、生活のなかで少しの配慮や工夫を重ね、学習実践したことごとを、次世代に継承していきます。
- (3) 食品ロス削減に心がけ、生ごみの発生を抑制します。
- (4) マイバッグの活用や簡易包装を選択し、環境負荷の少ない製品を購入します。
- (5) リサイクル活動、分別収集、店頭回収や不用品引取りなど、身近な資源化活動に積極的に参加していきます。

【事業者の役割】

- (1) 3 R[リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）]の実践、廃棄物の適正な分別を行い、廃棄物の発生抑制と資源化に努め、適正な処理をします。
- (2) 食品ロス削減に努め、食品廃棄物等の発生抑制と資源化に努めます。
- (3) 再使用や資源化を考慮した製品をつくり、簡易包装や容器の回収ルートなど資源化システムの整備をすすめます。
- (4) 廃棄物をリサイクルするだけでなく、リサイクル製品を積極的に利用します。
- (5) 事業活動を通して、地域の循環型社会の形成に積極的に参画します。再使用や資源化、食品廃棄物の削減等のPRなど、ごみの減量化につながる活動により、社会に貢献します。

【市の役割】

- (1) ごみの発生抑制と適正処理を促進し、資源を有効に利用して循環型社会の形成に向けた事業をすすめます。
- (2) 市民や事業者、環境に関する情報提供や学習機会の創造を推進し、食品ロスの削減等、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている住民や事業者などを支援し、連携を深めます。
- (3) 事業系ごみについて、排出者責任の周知を図り、排出者自らによるごみの排出抑制と資源化を促進します。
- (4) 環境マネジメントシステム（EMS）を運用し、グリーン製品の調達、ごみの再生・再利用、資源化を中心とした事業活動を強化していきます。
- (5) 快適で清潔な地域社会をつくるため、長期的視点に立って、社会の状況変化に対応した効果的なごみ処理体制を整備していきます。

7 施策と主な取組

基本方針1 資源循環意識の高揚を図る環境教育の推進

【現状と課題】

保育園、小・中学校において、環境マネジメントシステムの中で、ごみの発生抑制やリサイクルについての環境教育が進んでいます。

本市では、子どもから高齢者までを対象に、学びの場の提供として出前講座の開催や、リサイクル施設等の見学を実施していますが、今後も継続的に環境教育を推進しながら、実践、行動する市民を増やす必要があります。また、自主的に3Rに取り組む市民や団体等への支援の継続が重要です。

施策1 保育園・小中学校での環境教育・学習の充実

取組1-1 環境教材の配布

- ・次代を担う子どもたちを対象とした、ごみ問題に関する環境教材を配布し、リサイクルに関する出前講座を実施します。

取組1-2 ごみ処理施設見学会の実施

- ・松本クリーンセンター、塩尻クリーンセンター、一般廃棄物最終処分場、県内外リサイクル施設などの見学を実施します。

施策2 市民の環境意識向上

取組2-1 3R推進出前講座の実施

- ・市民・事業者等を対象としたリユース・リデュース・リサイクルを意識、実践する講座を行うことにより、循環意識の向上を図ります。
- ・分別方法を「単に理解している」から「実践している」への行動転換を図るため、講座受講者等を地域リーダーとして育成・支援します。

取組2-2 ごみ分別周知方法の充実

- ・自治会、塩尻市衛生協議会連合会（以下、「衛生協議会」という。）との協働で実施する説明会を地区の要望等により実施のみならずSNSや動画などによる多様な周知方法を活用し、幅広い世代に3Rの意識向上を図ります。
- ・ごみ量を市ホームページやアプリにより情報発信し、分別行動の見える化を図ります。

取組2-3 ごみを捨てられない環境意識の醸成

- ・自治会、衛生協議会との協働のもと、生活環境への保全の意識啓発のため、一斉清掃を実施します。

基本方針2 リデュース、リユースによる循環型社会経済の構築

【現状と課題】

「もえるごみ」の収集量は、家庭系の収集量が有料化の影響と分別の徹底により減少傾向を示しておりますが、事業系の収集量が、事業活動の活発化と集合住宅の増加による家庭系から事業系への移行などにより増加傾向にあります。事業系においては、大規模小売店における調理残渣や廃棄食料品の資源化促進の課題があります。

「埋立ごみ」の収集量は、小型家電のリサイクル推進の進展、パソコンの宅配回収の推進により、減少傾向を示しております。

施策3 【家庭系】焼却・埋立となるごみの発生抑制、再使用の促進

取組3-1 買う前、捨てる前に再使用・分別の確認の推進

〔リデュース（発生抑制）〕

- ・食品購入時には、賞味期限の近いものから購入する「手前取り」や適量購入、適量調理及び適時消費など発生抑制を推進します。
- ・フードバンクの活用により食品ロス（まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品）削減を促進します。
- ・製品購入時には、廃棄するときの分別方法を考えてから購入意思を確認することを促します。
- ・マイバックの利用促進によるプラスチック袋の過剰排出の抑制を促します。
- ・生ごみ排出の減量を図るため、水切り運動を促進します。

〔リユース（再使用）〕

- ・不要な陶磁製食器の回収や不要になったものをマッチングする「譲ります・譲って下さい」を活用し、まだ使えるものの使用を推進します。

取組3-2 ごみステーションの適正利用・管理の推進

- ・市は衛生協議会との協働により、ごみステーション管理者（自治会、衛生部長など）が利用者の適正利用を促すために、アプリや紙冊子を活用したごみ分別の案内や収集日程表のお知らせ、回収容器の配布など各種支援を実施します。
- ・優良ごみステーションの表彰を行い、適正利用を促進します。

施策4 【事業系】焼却となるごみの発生抑制**取組4-1 情報提供・啓発**

- ・食品廃棄物等の発生抑制・資源化を促し、食品小売業及び外食産業に分類される事業者へ食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率の目標数値等周知をします。

取組4-2 分別指導の実施

- ・事業者に対し、分別指導や適正な処理・処分を促します。
- ・集合住宅から出るごみの分別等の徹底を周知し、適正な処理処分を促します。

取組4-3 生ごみ減量・食品ロス削減の促進

- ・食べ残しの多い宴会での食品ロスを削減するため、乾杯後の30分間と最後の10分前は、自分の席について料理を頂くよう呼びかける「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」の普及啓発に取り組みます。
- ・事業者から出て使用予定のないまだ食べられる食品（余った食品）を、無料または安価に市民に提供するマッチングシステムの活用を検討します。

基本方針3 リサイクルによる資源循環と可燃ごみの削減

【現状と課題】

「資源物の収集量」は、特に紙類・金属・ペットボトル・剪定木等の分別収集に加え、小・中学校PTA等による集団回収により、増加傾向を示しておりましたが、大型量販店独自の拠点回収の実施、ペーパーレス化による環境負荷の少ない社会づくり等もあり、紙類を中心に減少傾向にあります。

「もえるごみの減量」は、家庭系においては、紙類及び製品プラスチックの分別の徹底強化による資源化の推進と調理残渣の水切りの推進が必要です。また、事業系においては、大規模小売店における調理残渣や廃棄食料品の資源化促進の課題があります。

施策5 再生利用の促進

取組5-1 製品プラスチックの分別収集

- ・令和6年4月から、容器包装プラスチックとともに製品プラスチックの分別収集を開始します。

取組5-2 【家庭系】【事業系】生ごみの資源化促進

- ・ダンボールコンポスターの普及拡大の促進を継続します。
- ・生ごみ処理機等の購入補助の再開について検討します。
- ・食品ロス削減に努め、大規模小売店及び小規模事業者から排出される生ごみを活用した堆肥化事業を促進します。
- ・生ごみ資源化に伴って製造された堆肥の域内有効活用を推進します。
- ・その他、剪定木、落ち葉・刈り草などの品目にて資源化促進を図ります。

取組5-3 市民による資源物回収の支援

- ・PTAによる拠点回収や地域住民によりステーション回収された資源物には、活動費の補助を継続し、分別行動の見える化を図ります。

取組5-4 資源物回収拠点の拡充

- ・集合住宅等に居住している市民が資源物を排出しやすい環境を拡充するため資源物の回収拠点の設置や増設について研究を進めます。

取組5-5 焼却灰の再生利用推進

- ・焼却灰を再生利用することにより、最終処分場の延命化を図ります。

基本方針4 安全で安心な廃棄物の適正処理の推進

【現状と課題】

平成17年10月から、ごみ処理手数料有料化に合わせ、埋立ごみの破碎処理とプラスチック製容器包装の資源化処理を民間会社への委託方式により実現し、平成18年4月から焼却灰の埋立処分を含む一般廃棄物用管理型最終処分場が朝日村で稼動しております。また、もえるごみの共同処理が、平成24年4月から塩尻市、松本市、朝日村及び山形村の2市2村によって構成される松塩地区広域施設組合により開始され、ごみ処理の効率化を図るとともに、焼却熱の利用率向上が図られました。

一方、廃棄物の処理を行う施設の更新・建設には、概ね15年にわたる準備、計画及び建設期間が必要となります。安全で安心な廃棄物の適正処理を推進するにあたり、長期的な展望が必要です。

施策6 収集運搬処理体制の充実

取組6-1 効率的な収集方法の検討

- ・家庭ごみ収集区分の見直しを検討し、効率的な収集計画及び適正な収集運搬費の検討をします。

取組6-2 高齢者等の対応の充実

- ・高齢者の方などへのきめ細やかな対応として、民間ごみ収集許可業者による戸別収集制度などを周知PRし、利便性の充実を図ります。

【民間ごみ収集許可業者による戸別収集制度とは】

- ・「さわやかさん収集」とは
高齢者、障がい者、要介護者の方への有償ごみ収集サービスです。
- ・「粗大ごみクリーンサポート事業」とは
高齢者、障がい者、要介護者の方への有償粗大ごみ収集サービスです。

施策7 連携処理体制の維持

取組7-1 民間処理施設の活用継続

- ・市外の民間業者において処理する場合は、法令に基づき関係市町村との協議を経て安全性の確認を行います。
- ・市内の民間業者による、効率性の高い廃棄物適正処理を継続します。

取組7-2 広域共同ごみ処理事業の継続

- ・松塩地区広域施設組合構成市村との連携を図り、共同による広域ごみ処理事業の継続と資源化の検討を図ります。

施策8 最終処分場の適正管理・確保の検討**取組8-1 最終処分場の適正管理、今後の在り方の検討**

- ・松塩地区広域施設組合、朝日村との連携を図り、最終処分場の安全安心な適正管理と、最終処分場の今後の在り方の検討を行います。

施策9 災害時における廃棄物処理**取組9-1 災害時廃棄物処理対応の確保**

- ・国の災害廃棄物対策指針に基づき策定した「塩尻市災害廃棄物処理計画」に基づき、松塩地区広域施設組合構成市町村及び本市関係部署と連携し有事の災害に備え、必要に応じ計画の見直しを行います。また、民間業者との協働を検討し、災害協定の締結などを視野に有事の際の処理体制を確保します。

【災害時の初動対応】

- ・被害情報の確認・提供（被害状況の確認・市民等への周知）
- ・ごみ収集運搬の手配（収集体制の検討・手配・市民等への周知）
- ・ごみ仮置場の開設（仮置場の確保・管理体制の構築・設置）
- ・廃棄物処理の継続

8 施設整備等に関わるスケジュール（予定）

施設整備等に関わるスケジュールは次のとおりです。

このスケジュールはあくまで予定であり、施設を管理、保有する松塩地区広域施設組合や、民間業者との調整により、変更されることがあります。

		第三次計画											
		第 1 期				第 2 期			第 3 期				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
中継施設	塩尻クリーンセンター維持運営						地元合意期間						
焼却施設	松本クリーンセンター維持運営					地元合意期間							
	次期焼却施設建設検討												
											稼働予定		
最終処分場	維持管理									地元合意期間			
	焼却灰の再資源化												
		最終処分手法検討											

表 3-5 各施設に関するスケジュール表(予定)

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

本市の下水道整備事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、浸水の軽減を目的に昭和46年度に事業着手し、昭和60年3月に塩尻市浄化センターが供用開始しました。これにより、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理されることとなりましたが、市内に残る一部の水洗化されていない一般家庭の汲取式便所や、建築現場等の仮設トイレから排出されるし尿については、今も汲み取りによる収集運搬・処理が必要です。これらについては、一般廃棄物として民間業者による収集運搬を行い、衛生センターでし尿の中の紙類等を除去後に水で希釈して下水道管へ流す処理を行い、最終的な処理は浄化センターで行っています。

○衛生センターの概要

施設名	住所
塩尻市衛生センター	塩尻市大字広丘郷原7番地1

2 今後の取組

(1) 基本理念

本計画は、第三次環境基本計画において、生活排水がもたらす環境負荷の低減を担っています。そのため、第3章のごみ処理基本計画と同じく、すべての市民・事業者・市の役割分担と協働の取り組みにより、豊かさを実感し、快適で住みよい持続可能な循環型社会を実現することを基本理念とします。

資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる

(2) 生活排水処理量について

し尿汲取世帯は構成員が高齢者のみの世帯も多い上、総人口の減少からも今後も減少が見込まれます。本市の生活排水処理施設の整備は進んでいますが、合併処理浄化槽の設置が困難な世帯もあるため、各戸の実情に見合った適正な管理方法の理解促進に努めます。

(3) 災害時の対応

地震等の災害時には、迅速かつ適正なし尿処理が必要となります。令和元年度に塩尻市災害廃棄物処理計画及び危機管理課の災害対応マニュアル等の確認、更新を適宜実施し、本計画及びマニュアルの運用が円滑に行えるよう、民間事業者との連携を強化していきます。

第5章 食品ロス削減推進計画

1 計画策定の背景と目的

「食品ロス」とは、本来まだ食べられるにもかかわらずごみとして捨てられてしまう食品のことです。

日本では、まだ食べられる食品が生産、製造、流通、消費の各段階において日常的に廃棄されています。世界に目を向けても飢えや栄養不足の状態にある人が多数おり、廃棄物の処理にも多額の費用がかかっているなど、食品ロスの削減は喫緊の課題です。

令和3年度の国内の食品ロス発生量は約523万tで、排出量の約47%は家庭から、約53%は食品関連事業者からと推計されています。国民1人あたりの食品ロスは年間約42kg、1日約114gで、これはコンビニエンスストアおにぎりの1個分程度に相当します。

表 5-1 食品ロスの推計結果

	食品ロスの発生量		
		うち事業系	うち家庭系
令和3年度	523万 ^ト	279万 ^ト	244万 ^ト
令和2年度	522万 ^ト	275万 ^ト	247万 ^ト
令和元年度	570万 ^ト	309万 ^ト	261万 ^ト

※環境省報道発表資料抜粋（令和5年6月9日）

国では令和元年10月に「食品ロス削減推進法」を施行し、令和2年3月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロスの量を半減させる」ことを目標として掲げています。

食品ロスを取り巻く現状は厳しく、市町村単位で市民や事業者等と連携して食品ロス削減の取組を進め、市民や事業者等の食品ロス削減の意識向上や行動に繋げていくことが求められます。

本市では、残さず食べよう！「30・10運動」を塩尻市衛生協議会連合会が主体となり実施し、もえるごみの中で大きな割合を占める生ごみの減量化を促進しています。これまでの本市の取り組みを踏まえ、更に、食品ロス削減の取組を充実させ、「資源の循環により、地球環境に配慮したまち」の実現を目指すため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。また、ごみ処理基本計画の基本理念に則るほか、本市の諸計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

計画期間は、一般廃棄物処理基本計画の計画期間である令和6年度から令和14年度までの9年間とします。

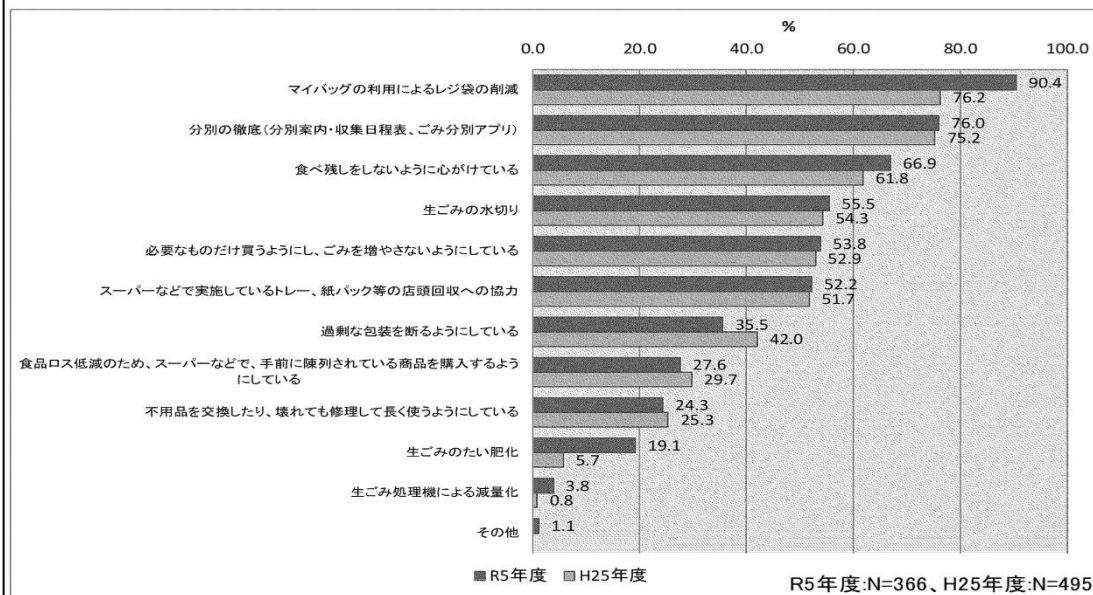
4 現状と課題（再掲）

市民の意向調査（令和5年8～9月実施）におけるごみの減量における取り組みでは、「食べ残しをしないように心がけている」が3番目に高い取り組み事項にあがっており、30・10運動の効果がみてとれます。しかし、「手前に陳列されている商品を購入するようにしている」という取り組みにはまだ改善の余地があり、食品ロス削減への取組も必要と考えます。

問14 あなたやあなたのご家庭において、ごみの減量やリサイクルのため、どのようなことに取組んでいますか。次の中からあてはまるもの全てを選んで、番号に○をつけてください。

市が力を入れるべきと考えられていることについては、多い順に「マイバッグの利用によるレジ袋の削減」が90.4%(H25年度より+14.2ポイント)と大きく増加しており、続いて「分別の徹底（分別案内・収集日程表、ごみ分別アプリ）」が76.0%(H25年度より+0.8ポイント)、「食べ残しをしないように心がけている」も66.9%(H25年度より+5.1ポイント)とやや大きく増加しており意識の向上が見られます。

なお、「過剰な包装を断るようにしている」が6.5ポイント減少していますが、「マイバッグの利用によるレジ袋の削減」の浸透と相まって包装するかどうか聞かれる機会そのものが減少していることとの関係性が考えられます。



5 計画目標

国や県の食品ロス削減の基本方針等を踏まえたうえで、次のとおり数値目標を設定します。市民・市民団体、事業者、市の連携により、様々な取り組みを展開し、ごみ減量における目標達成を目指していきます。

表 5-2 目標数値表

	指標		基準年度 実績値	第三次 最終目標値	備考
			令和4年度	令和14年度	
減 量 化 目 標	家庭系もえるごみ量	g/人日	327	315	※再掲
	「食べ残しをしないように心がけている」人の割合	%	66.9	75	8ポイントの上昇
	「手前に陳列されている商品を購入するようにしている」人の割合	%	27.6	35	8ポイントの上昇

6 目標達成に向けた取組

食品ロスの発生抑制を促すため、幅広い世代に向けた普及・啓発を行います。また、食品ロス削減のために、市民・市民団体、事業者、市が協働して取り組むことが必要です。

【取組例】※再掲

○市民の取り組み

- ・食べ残しをしない
- ・食品の適量購入、適量調理及び適時消費など発生抑制
- ・フードドライブの推進
- ・手前に陳列されている商品を購入

○事業者の取り組み

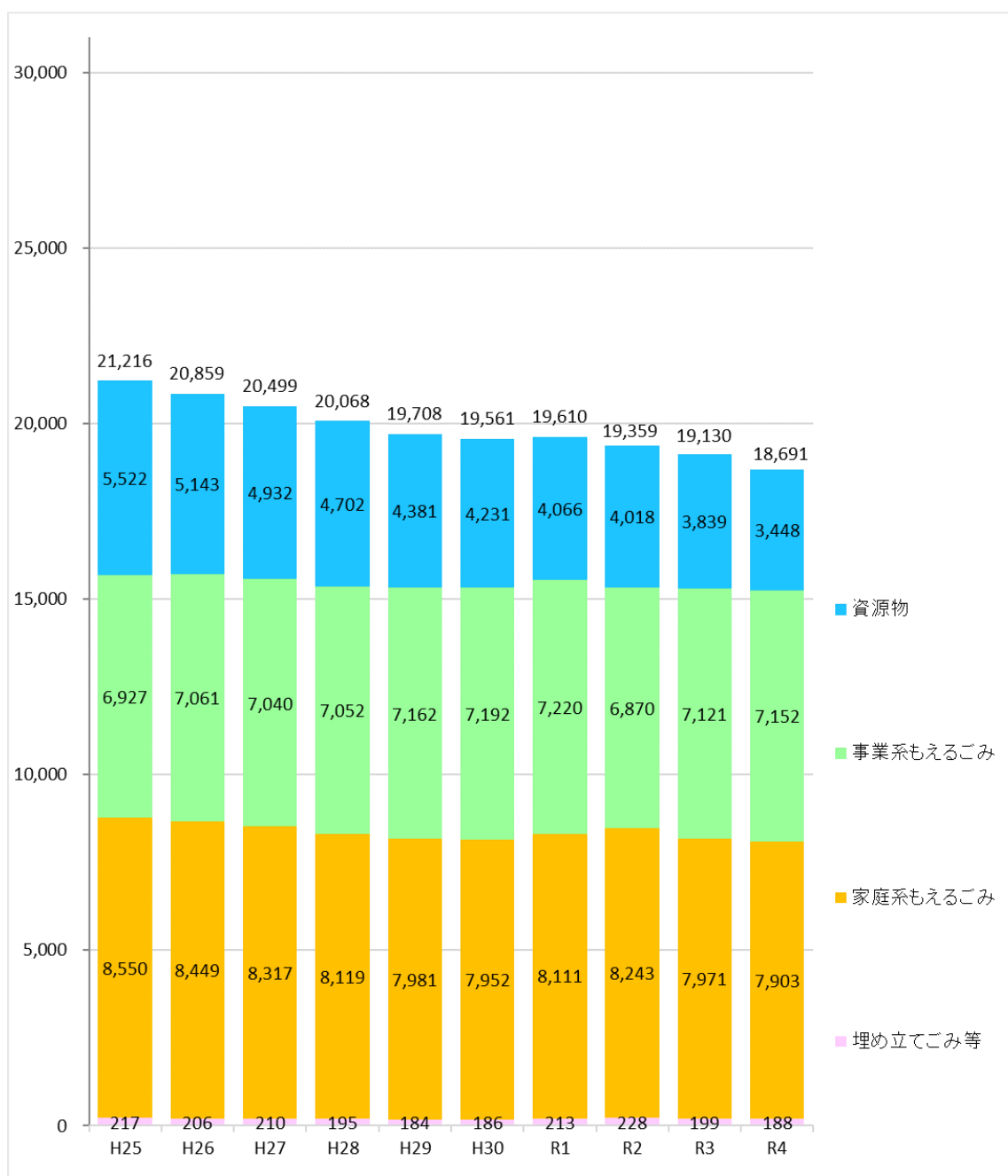
- ・食品ロス削減のため食品マッチングシステムの利用の検討
- ・食品廃棄物の発生抑制及び生ごみの資源化の推進

○市の取り組み

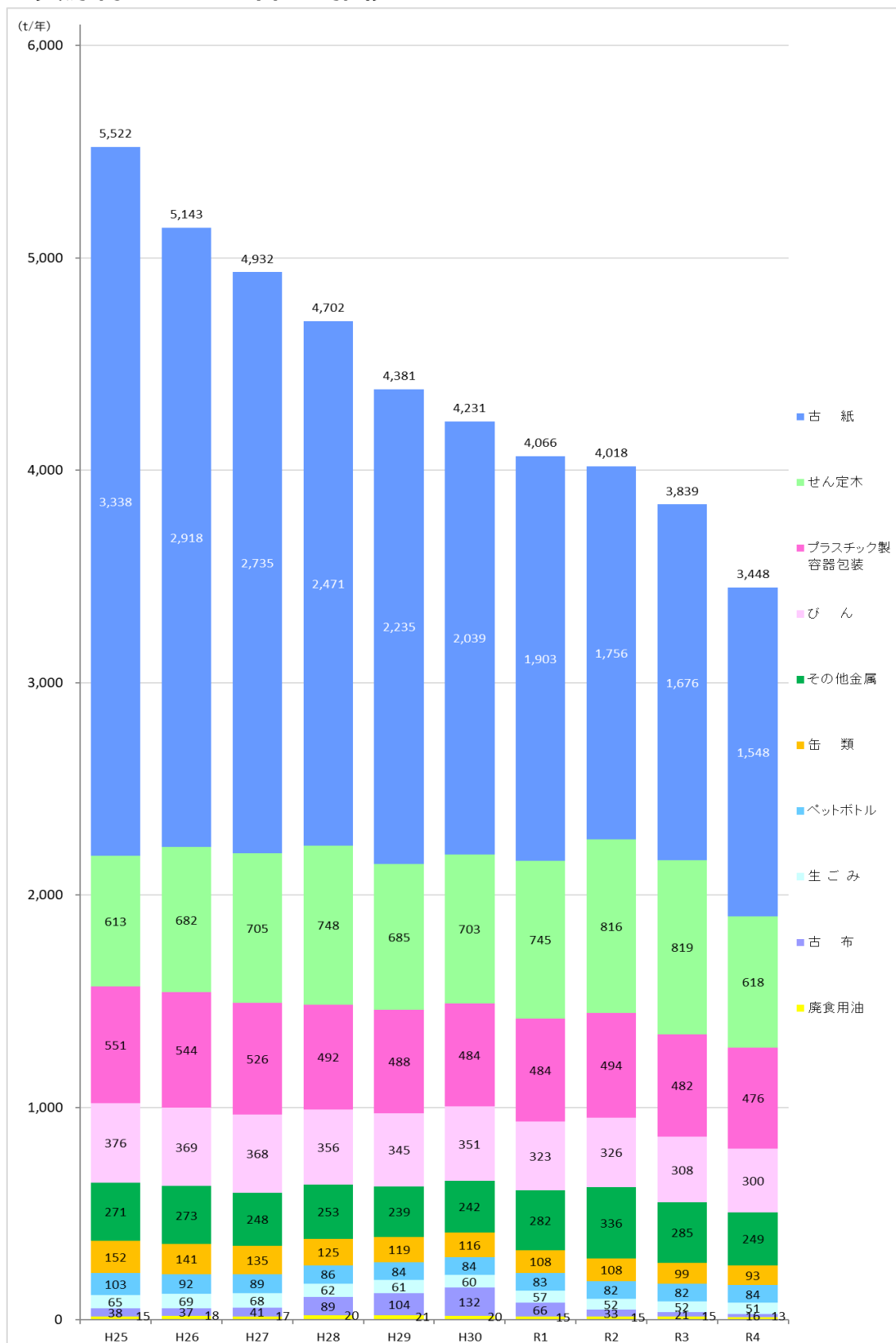
- ・3R推進講座における食品ロス削減教育
- ・残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動の推進（コースター、チラシ等配布、啓発活動）
- ・分別、食品ロス削減推進情報の配信

資料

●ごみ排出量の10年間の推移



●資源物量の10年間の推移



●沿革(平成13年度以降)

平成13年度	ごみの分別品目を変更(5種17分別→5種25分別)
平成15年度	ごみ袋の「指定袋制度」導入 最終処分場建設(朝日村2003年度～2005年度)
平成16年度	民間事業者によるプラ資源化用破碎施設整備(2004年度～2005年度)
平成17年度	ごみ処理有料化 紙製容器等雑紙、プラ製容器包装の資源化
平成18年度	最終処分場供用開始
平成19年度	学校・保育園給食生ごみの堆肥資源化
平成21年度	小型家電製品・化粧品びんの資源化
平成23年度	事業系ごみ分別表の作成・配布
平成24年度	もえるごみの広域共同処理
平成26年度	焼却灰の資源リサイクル化 旧最終処分場(朝日村)廃止及び有効活用(太陽光発電事業に貸付)
平成28年度	量販店の生ごみ資源化補助
平成29年度	塩尻クリーンセンター大規模改修(中継施設の新設)
平成30年度	「30・10運動」コースターの配布、ポスター・チラシ作成 (平成30年度・令和元年度)
令和元年度	「塩尻市災害廃棄物処理計画」策定 資源物・ごみ分別アプリ導入開始
令和2年度	「災害廃棄物の処理に関する基本協定」の締結 (民間廃棄物処理業者と松塩地区広域施設組合及びその構成市村)
令和4年度	燃料費及び物価高騰対策補助事業開始 (収集業者・ごみ袋製造業者への補助金交付により市民生活支援)

編集・発行	塩尻市 〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3-3 市民地域部生活環境課 電話(0263)52-0280
発行年月	令和6年4月